

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁全文

質問項目：

【清掃事業】

時代の変化に伴う清掃事業の展開について
観光におけるごみ対策について
事業系ごみの少量排出事業者について

【医療・健康対策】

災害医療について
性感染症について
働き盛り世代の健康対策について

【地域包括ケアシステム】

【これからの時代に適応すべき人事戦略】

*一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方等を区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

質問（小倉りえこ）：

平成29年第3回定例会にあたり、武井区長及び青木教育長に質問をさせていただきます。まずはじめに、時代の変化に伴う清掃事業の展開についてです。

清掃事業の問題に関しては、出されるごみを減らす取り組みや、リサイクルの向上に関する取り組みが多く行われてきています。清掃事業は、平成12年4月1日以降に東京都から港区へ所管が変更となり、1日のごみ収集6ルート巡回やその時代の随意契約など、当時のやり方のまま今も継続していると聞きました。平成12年の港区の人口は15万5000人、平成29年の今の人口は約10万人増え、25万人を超えています。

ごみの収集に関しては区民の要望に合わせて改善や修正がされ、ごみを出さない努力を呼びかけたり、資源リサイクル取り組みの推進など、行政はできる限りのことを行ってきたと感じています。

ひとりあたりのごみ排出量は少なくなったと報告はありますが、マンション建設も進み、人口が増えている港区では、全体のごみ総量はこの5年間で増えつつあるようです。港区ならではの人口増加に加え、超高齢化社会、そしてライフスタイルの変化もあり、今までと同じ形で、清掃事業を適切に継続できるのかという疑問が残ります。

そこで質問いたします。清掃事業の維持管理費と経費は増え、直営以外の人件費を抑えている中で、時代と実情に合った清掃事業へシフトする必要があるのではないかと考えますが、これからの港区の清掃事業の展開について区長の見解を伺います。

次に、観光におけるごみ対策についてです。

ごみ問題で考えなければならないことが3つあります。ひとつ目は家庭から排出されるごみ、ふたつ目は事業活動から排出されるごみ、そしてみつ目は観光客から排出されるごみです。観光担当課が設立されまもなく3年、観光客の受け入れに注力をしている港区において、今まで観光客を増やす取り組みや、経済活動に結びつける取り組みは積極的に行われてきていますが、観光客がその購買活動とセットになるであろうごみ対策について検討されている気配がない事が気になっています。

日本は綺麗な街であるといわれ、その理由にゴミ箱がないからと言われることも少なくありません。ただ、ごみを持ち帰ることがマナーという文化は美徳として扱われるくらいであるので、そこまで世界の共通常識ではなく、日本国内外から訪れる観光客に同じことを求めていくのは無理があるかもしれないと感じることが多々あります。郷に入れば郷に従えと、日本のルールであると徹底させるのが良いとするならそれも構わないと思いますが、それであれば、港区はそのようなルールに決定したと、広く周知をする必要があります。

これから色々対応を考えなければならない民泊の際のごみ排出ルールの課題もあり、これまで以上に様々な事を考え始める必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。観光客によるごみ排出についてどのように対策を講じていく必要があるのか、観光客を受け入れたいとする地方自治体の責任について、区長の見解を伺います。

続きまして、事業系ごみの少量排出事業者についてです。

事業者によるごみ処理は、事業者自らの責任において適正に処理することが廃棄物処理法において義務付けられていますが、こうした自己処理責任についての認知度は低く、半数以上の事業者が知らないとされているようです。平成28年に報告された、「港区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」では52%の事業者が知らないと回答し、港区としても課題として十分認識されていると思われます。

店舗やオフィスなど、事業者から排出されるごみは原則、区で収集はしないとしていますが、特例として、「従業員20人以下及び1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者で、自主回収ルートを持つことが困難な場合には例外的に有料シールを貼って区の収集に排出することができる」とされています。このような状況の中、平成29年度港区一般廃棄物実施計画における区の収集車が回収する可燃ごみの内訳は、家庭ごみが2万7千119トン（1日あたり74トン）のほか、少量排出事業系一般廃棄物が1万5千864トン（1日あたり43トン）となっています。

今年度の計画とのことで予測も含まれているわけですが、改めて数字を比較すると、区のごみ収集車が回収する可燃ごみのうち、小規模区内事業者による一般廃棄物が、全体の1/3を超えている状況です。

繰り返しになりますが、「従業員20人以下及び1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者で、自主回収ルートを持つことが困難な場合には例外的に有料シールを貼って、区の収集に排出することができる」と、おそらく小規模区内事業者の多くがこの例外的な排出に依存しているかもしれません。

そこで質問をいたします。事業系のごみは切り離し家庭ごみに集約するなどわかりやすい方法はいくらかでも考えられますが、区として事業者処理責任という意識をどのように高めていくのか、区長に伺います。

さらに、10月1日から事業系有料ごみ処理券の料金改定が行われます。新規申し込みは受け付けていない状況の中で、1kgあたり36.5円から40円にする理由として「事業者の自己処理責任の徹底と 受益者負担の適正化を図るため」としていますが、区の収集の方が割高になるということをもっと明確にしてもいいかもしれないと感じることも少なくありません。

ごみ収集に関しては、不法投棄や回収時間の遅れなど、地域から求められる改善の声が絶えず、区の清掃事業としても1日6ルートの収集車巡回や、継続されている随意契約などという状況もありますが、事業ごみが増え、家庭ごみの収集はすでに支障をきたしていると言い切っても良いかもしれません。区の収集車が回収するごみ総量の1/3を超える事業ごみを減らすことで、課題の残る清掃事業にもっと余力を割くことができるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。少量排出事業者に向け、このままの現状で良いとするか、それとも業者と契約してもらうほうにシフトしてもらいたいのか、区長の希望はどのようなものか伺います。

続きまして、災害医療についてです。

区民だけではなく、企業を多数抱える港区として災害医療対策は極めて重要な課題です。災害時に傷病者を迅速に受け入れ適切な処置を行うためには、病院が保有する機能や役割分担を明確にし、区が災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて区内の医療救護活動などを調整し、各病院が確実に傷病者を受け入れることができる体制づくりが求められています。

1年半ほど前に東京都で災害時医療救護活動ガイドラインが改訂され、港区では「港区災害医療連携会議」や、「港区災害医療情報システム」の計画などを通じて、適切な災害医療救護体制の見直しや整備を進めてきました。

港区内において、主に重症者の収容・治療を行う災害拠点病院は3施設、主に中等度者の収容・治療を行う災害拠点連携病院は3施設、災害時支援病院は7施設です。トリアージを行う緊急医療救護所は区が設置すると聞いていますが、夜間や週末に発生した場合には行政主導の緊急医療救護所の設置は間に合いません。

そこで質問いたします。医師会や病院の力を借りて、トリアージを実施する緊急医療救護所の体制を強化し発展させることが重要であると考えますが、現在の取り組みと今後の方向性はどのようなものかを伺います。

続きまして性感染症についてです。

国立感染症研究所は、昨年1年間の梅毒感染者が4500名を超えたと発表しました。1974年以來の感染者4000名を超え、梅毒の報告数は過去最高を記録しています。今年に入っても拡大の勢いは止まらず、感染経路は同性間だけではなく、異性間感染も増加している危機的状況とも言われています。梅毒はHIVの感染リスクを増加させるなど、今後の性感染症のリスク自体を大きく増やしかねないものです。

港区としても予防対策を推進していくにあたり、対象者の実情に応じた対策が必要になるかと思われま。そこで質問いたします。急増する梅毒をはじめとした性感染症について、区が認識している課題と、これからどのような普及啓発や対策が必要と考えているのか伺います。

さらに、若年層に対してはまず性感染症予防に関する知識を得ることが有効です。適切な人材の協力を得ることと、正確な情報提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要ですが、若年層における予防教育はまだ不十分と思われま。医師や専門講師に依頼するなど、学校教員以外とも連動・連携することも性教育や性感染症予防に有効なのではないでしょうか。

そこで質問いたします。学校教育での予防教育を充実させるため、区立小・中学生に向けてどのような性感染症予防教育の展開を図っていくのか伺います。

続きまして、働き盛り世代の健康対策についてです。

多数の地方自治体において、働き盛り世代への健康づくりが課題とされています。働き盛り世代といっても20代30代のことを指すのか、40代50代のことを指すのか、年代だけではなく働いている環境によってもどのような支援のあり方が適切なのか、認識も対応も異なってきます。健康寿命を延ばすには、この「働き盛り世代」を対象とした積極的な取り組みが重要とされ、身体面・精神面への健康対策もこれからどのように充実させていくかが図られているとこ

ろです。
一定の規模の事業者には産業医の常駐が必須であったり、選任が義務付けられていますが、従業員数50名以下では産業保健サービスが届きにくいことから、課題も多く残されています。そこで質問いたします。産業保健や大学などの地域資源も多数有する港区において、働き盛り世代の健康対策について今後の取り組みはどのようなものか伺います。

また、港区では起業支援もありビジネスをしやすい立地とした理由からも、自らが個人事業主やフリーランスとして働く若い世代も少なくありません。このような働き方を望む個人へ向けた健康対策を、これから考えていく必要性について伺います。

続きまして、地域包括ケアシステムについてです。

9月1日より、港区地域包括ケアシステム在宅医療・療養・介護相談連携窓口が赤坂コミュニティプラザ内に開設しました。これによってこれまで不十分であった医療・介護間の連携を強化するとともに、医療相談にも対応可能な体制が整えられることになりました。地域包括ケアシステムを将来にわたり持続可能な仕組みとして機能させるには、新たな事業を開始させることも重要ですが、状況を見ながら必要に応じて適宜修正をしていくことも、今後求められていくと感じます。

現在は高齢者を主な対象にシステムの構築が進められていますが、将来的には地域共生という概念が今以上に多岐にわたって含まれ、高齢者層だけに限定することが適切ではなくなることも、あるかもしれません。同時進行で進められている、在宅がん緩和ケア支援センターも同様の相談窓口体制が整えられつつあり、難病対策においても相談窓口業務は今後必要になってくると思われます。

これらの事業は内容が重なる部分も多く、相互に連携する部分も多いとされています。港区の地域包括ケアシステム在宅医療・療養・介護相談連携窓口は、在宅がん緩和ケア支援センターや難病対策における相談体制の核とも取れる部分であることを踏まえ、質問いたします。

先行実施されたばかりの相談連携窓口は、来年度から本格運用として全区展開が期待される港区のとても重要な事業の第一歩であり、これからの展開はとても大切です。区長が目指す地域包括ケアシステムの全体のビジョンを改めてお聞かせください。

最後に、これからの時代に適応すべき人事戦略についてです。

安定した職員配置という点においては以前にも質問させていただきました。今も、政策目標を実現させるための職員数、そしてそれを支える基本業務を遂行するための職員数は別のものと考えており、人材育成と適材適所の人材配置は、継続して考えていかなければならない課題と感じています。また、これからも人口増加が予測され、様々なニーズに対応していかなければならない港区において、適正な人員による区政運営は必要不可欠です。

民間の活力を活用し、民間のノウハウを有効に活用し、外部委託や臨時職員を積極的に活用することで効率の良い業務を遂行されてきました。また、職員の個々の能力を高める人材育成も同じくらい尽力されてきているのは、区民視点においても十分対応・改善されていると感じますが、区職員が日々行っている根幹となる職務は代理遂行できないものも多々あります。職員人件費に関しては削減すべきものという前提で、第2次港区職員定数配置計画が平成19年4月に始まり、10年間で職員定数が362名削減されました。

採用より離職が増え、年間を通して休職、介護休職、長期病気休暇や育児休暇など、予測できない人員の減少がある中で、これからも組織体制は十分に担保されるのだろうか、実行力に不安はないかと感じる時があります。人員の関係でスピーディな対応ができなかったと残念な話を耳にしたこともあります。

港区人材育成方針に明記されているフレーズがあります。「港区の未来を切り拓くのは職員である」と。自治体職員のワークライフバランスやメンタリティへの配慮も組織として求められ、その中で個々の能力を伸ばす人材育成に注力していくことだけが解決策とは思わない時もあります。層の厚さもいずれかのタイミングで充当する必要がどこかで生じるはずですが。

既存の制度や過去の取り決めごとの枠にとらわれることなく、これからの時代に適応した新たな制度設計が必要となるのではないのでしょうか。そこで質問いたします。区が直面している課題に対して取り組むべき体制を構築するという大きな目標に向け、持続可能であることを前提に、職員定数を含め様々な見直しをする必要性についてどのように考えているか伺います。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

答弁（武井雅昭 区長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、清掃事業についてのお尋ねです。まず、これからの区の清掃事業の展開についてです。

区では人口が増加し、事業所数や昼間人口も増加をしております。また、将来、高齢者人口も確実に増加をしていく推測を立てております。こうした中、区では、ごみ量を削減し、資源の有効利用を推進することなどにより、持続可能な社会を見据えた「循環型社会の形成」を目指しております。そのため、今後とも、3Rの推進や食品ロスの削減などに取り組むとともに、ごみと資源の分別の徹底について区民や事業者への啓発活動を積極的に行ってまいります。また、区の清掃職員によるふれあい指導班や民間収集運搬業者の活用など、資源とごみの適切で効率的な収集・運搬・処理体制の整備を進め、社会の変化に対し、きめ細かい対応を図ってまいります。

次に、観光におけるごみ対策についてのお尋ねです。

区は、平成28年5月に策定した「港区シティプロモーション戦略」において、目指す都市イメージとして「清潔感あふれる都市」を掲げております。観光に訪れた人々に対し、多言語表記をした観光冊子を配付し、区民等の環境美化活動や、みなとタバコルールについて紹介するなど、きれいなまちを保つための意識啓発に努めております。また、各地区で行っている環境美化のキャンペーンなどを通じて、ごみ等のポイ捨て禁止に関する啓発を行うとともに、区が管理する公園や施設では、観光客を含む利用者が出したごみは持ち帰っていただくこととしております。さらに、観光に訪れた方が利用する宿泊施設や飲食店等に対しては、適正なごみ処理について指導・啓発を行っております。今後とも、区内で暮らす人や働く人、観光で訪れた人など、すべての人が、きれいなまちで快適に過ごせるよう、環境美化活動に取り組んでまいります。

次に、少量排出事業者の自己処理責任意識を高める取組についてのお尋ねです。

現在、区が行っている資源やごみの収集は、家庭ごみを残さず収集することを基本とし、事業系ごみについては、小規模事業者や商店などに配慮し、一事業者当たり一日平均50キログラム未満との上限を設けて例外的に収集を行っております。しかしながら、区の人口増加に伴い、ごみ量は増加傾向にあり、将来、家庭ごみの収集に影響を及ぼすことがないように、区による事業系ごみの収集量が増えないよう対応していく必要があります。今後とも、事業系ごみの収集については、区のホームページや「資源とごみの分別ガイドブック」などにより、事業者の自己処理責任について周知を図ってまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

次に、民間収集への移行を促す取組についてのお尋ねです。

区では、現在、区が収集している事業者に対し、民間収集においては、区の収集日以外や夜間などにも収集していることや、ごみを集積所に出さなくても事務所まで取りに来てくれるなどのメリットをお伝えしております。また、ごみ量が極めて少なく、排出日が不定期であるなど、民間収集では対応できないケースもあるため、少量の古紙でも収集する「みなとエコ・オフィス町内会」の取組を紹介するなど、それぞれの事業者の実情を確認しながら、丁寧に対応しております。区は、こうした取組をさらに推進し、事業者の自己処理責任の原則に基づき、民間収集を利用することを促してまいります。

次に、医療・健康対策についてのお尋ねです。まず、災害医療についてです。

現在、8病院の近接地に緊急医療救護所を設置する準備が整っており、発災直後の災害医療体制の確保を図ることとしています。緊急医療救護所におけるトリアージ等については、医師会及び両歯科医師会と協定を締結し協力を要請しております。夜間や週末の発災等に備え、病院が区に先んじて緊急医療救護所の設営ができるよう、現在2か所の病院の緊急医療救護所設営マニュアルを作成しており、他の病院についても順次作成してまいります。引き続き、緊急医療救護所のさらなる拡充に向け、取り組んでまいります。

次に、性感染症の課題と対策についてのお尋ねです。

全国的な傾向と同様に、区内医療機関からの報告でも、若い女性の数が増加しております。区は、これまで男性を主な対象とする性感染症対策を行ってきましたが、今後は20代を中心とした若い女性も対象に、特に梅毒に重点をおいた取組を行う必要があると認識をしております。区では、現在、保健所で毎月2回、さらに土曜日にも受診できるよう、区内22医療機関に委託し梅毒を含む性感染症の無料検査を実施しております。ちいばすでのポスター掲示や区のホームページで検査に関する普及啓発を主体に行っておりますが、今後は梅毒等に関する具体的な情報提供も含めて行っていくほか、大学の学園祭や区民まつりなどのイベントにおいても、普及啓発を行ってまいります。

次に、働き盛り世代の健康対策についてのお尋ねです。

区の働き盛り世代に対する重要な施策の一つは、健康対策であり、中でも、がん対策を重要な柱に掲げて取り組んでまいりました。がん検診の内容を充実するとともに、食生活改善に関わる講座などを行うほか、昨年度から開催しているイベントでは、区の特性を活かし、企業・大学等を招いた体験型のブースを出展するなど、様々な啓発事業を行っております。昨年度実施した港区がんに関する区民意識調査では、がん検診も、勤務先などで受診している人が一定数いることがわかりました。働く人たちの健康を維持・増進していくためには、産業保健分野と行政の連携が不可欠であり、現在、区では、産業保健師会との意見交換や情報共有等を行っておりますが、今後は、さらに企業との連携を深めてまいります。一方、フリーランスなど、企業等の組織に属さない人たちについては、一人ひとりの働き方に応じた健康対策が必要です。そのため、特定健康診査や30(さんまる)健診の受診率のさらなる向上に努め、保健指導や相談を行ってまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

次に、地域包括ケアシステムについてのお尋ねです。

区は、全世代を対象にした区民が安心できる地域包括ケアシステムを目指し、区内の豊富で多様な医療機関等の地域資源を活用した港区らしい仕組みを構築してまいります。港区医師会等の関係機関や、在宅がん緩和ケア支援センター等とネットワークを構築し、一体的で安定したシステムとして運用できるよう検討を進めてまいります。今後、地域共生社会の実現に向け、区民が住み慣れた地域で、安心して在宅生活を送れるよう、これまで以上に関係機関との連携強化を図り、実効性のある仕組みとなるよう取り組んでまいります。

最後に、これからの時代に適応すべき人事戦略についてのお尋ねです。

区の人口増加や行政需要の増大に伴い、職員に求められる能力や知識はより高度なものとなっていることから、先見性や行政課題に果敢に挑戦する意欲を持った人材の創出と活用が重要です。また、労働力人口の減少などの社会経済情勢の変化が見込まれる中、区民サービスを向上していくためには、民間との連携や多様な人材の効果的な活用が必要です。今後も、区が直面する課題を着実に解決していくため、有為な人材の確保や職員定数の適正な見直し、柔軟な人事管理を推進することで、効率的・効果的な執行体制を整備してまいります。よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

答弁（青木康平 教育長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問にお答えいたします。

区立小・中学生への性感染症予防教育についてのお尋ねです。

小学校では、保健の授業において、手洗いやうがいの励行など、インフルエンザ等の感染症予防を学習することとなっておりますが、性感染症につきましては、子どもの発達段階の関係から学習指導要領に位置付けられておりません。一方、中学校では、保健体育科の授業におきまして、エイズ及び性感染症の疾病内容や感染経路及び予防方法を学んでおります。

近年、性感染症の罹患者の増加傾向や低年齢化が社会問題になっており、より専門的な知識を医療機関から学ぶことは、子どもたちにとって、性感染症についての理解がより深まるという点で効果的であると考えております。

今後は、地域の医療機関と連携を図り、医療の専門家を招いた授業を実施するなど、保健教育の充実に努めてまいります。よろしくご理解のほどお願いいたします。